

〔R0325〕 都市計画法

次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 開発許可を受けた開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、当該開発行為に関する工事が完了した旨の公告があった後に当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物を新築する場合であっても、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
2. 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、仮設建築物を新築する場合は、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
3. 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、既存の建築物の敷地内に、附属建築物である木造、平家建ての車庫を建築する場合は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
4. 準都市計画区域内において、博物館法に規定する博物館の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が5,000㎡のものについては、都道府県知事の許可を受ける必要はない。

〔R0325〕 正答 3

1. 正しい。都計法42条1項により、開発許可を受けた開発区域内において、36条3項の工事が完了した旨の公告があった後は、原則として、予定建築物等以外の建築物を新築することはできないが、42条1項ただし書により、当該区域内の土地について用途地域等が定められているときは除かれているので、都道府県知事の許可を要しない。
2. 正しい。都計法43条1項三号により、市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、同法29条1項二号及び三号以外の建築物を新築してはならないが、「仮設建築物の新築」は除かれているので許可を要しない。
3. 誤り。都計法52条の2第一号により、市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、建築物を建築してはならないが、同条一号及び令36条の8第三号により、「既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造であるもの）の建築」は、軽易な行為として除かれているので許可を要しない。
4. 正しい。都計法29条1項三号、令21条十七号により、博物館法に規定する博物館の建築の用に供する目的で行う開発行為は、都道府県知事の許可を要しない。